

韓国ヒアリング調査について

韓国ヒアリングについて

ヒアリング日程	2013年2月5日	
ヒアリング先	• 環境省 Greenhouse Gas Inventory Research Center of Korea (GIR)	低炭素グリーン成長基本法のもと2010年に設立された環境省傘下の機関。韓国の温室効果ガスインベントリー作成や、温室効果ガス削減に関する調査研究、TMS及びETSの運用等を担う。
	• 韓国環境研究所 (Korea Environment Institute, KEI)	政府系研究所で、ETS導入による経済影響分析、海外のETS調査、他の政策とETSとの比較研究等を実施。

韓国排出量取引制度の動向①

- 国の温暖化対策目標として、2020年までに温室効果ガス排出量をBAU比で30%削減する目標を掲げている。
- 2010年4月、排出量取引制度の導入を含む低炭素グリーン成長基本法が成立した。
- また、同基本法に基づき、2011年から、排出量取引制度に先駆けて温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度 (GHG and Energy Target Management System, TMS)*が運用されている。
※企業に対して、温室効果ガス排出削減、エネルギー消費、エネルギー消費効率に関する目標を設定し、実行させる制度
- 2012年5月に「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」が、同年11月に「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律施行令」が成立した。

→2015年1月から、排出量取引制度を開始する予定。

韓国排出量取引制度の動向②

【排出量取引制度の概要】

計画期間	<ul style="list-style-type: none">第1次計画期間: 2015年1月1日～2017年12月31日第2次計画期間: 2018年1月1日～2020年12月31日、以後5年毎
対象事業者	<ul style="list-style-type: none">TMS対象事業者のうち、最近3年間のGHG排出量年平均排出量が①125,000t-CO₂以上の事業者、又は②25,000t-CO₂以上の事業所の該当事業者その他管理事業者であって、自発的に参加を申請した事業者
割当総量	国の削減目標(2020年までにBAU比30%削減)を考慮し、設定する。
割当方法	<ul style="list-style-type: none">第1次計画期間は100%、第2次計画期間は97%、第3次計画期間は95%以下の排出枠を無償で割り当てる。<ul style="list-style-type: none">➢ 排出実績、技術水準、ベンチマーク値、予想成長率等を考慮した無償割当を行う。➢ 炭素リーケージのリスクが高いセクターには、100%の無償割当を行う。
バンキング・ボローイング	<ul style="list-style-type: none">バンキングは、無制限に可能。ボローイングは、上限を10%として可能。
オフセット	<ul style="list-style-type: none">国内外のオフセットクレジットは、使用上限を10%として利用が可能。ただし、海外のクレジットについては第1～2次計画期間中は使用不可、かつ第3次以降は使用上限の半分までを上限とする。
取引業者の参加	<ul style="list-style-type: none">第1～2次計画期間中は、制度対象者と公的金融機関以外の第三者は、登録簿上に口座を開設できない。
罰則	<ul style="list-style-type: none">10万ウォン(約9,000円)を限度として、t-CO₂当たり該当年度の排出権平均市場価格の3倍の課徴金を課す。

韓国排出量取引制度の動向③

【TMSの概要】

対象事業者	<p>①最近3年間の年平均GHG排出量及びエネルギー消費量について、所有する全ての事業所の合計値が以下の値を超える事業者</p> <table border="1" data-bbox="459 439 1572 658"> <thead> <tr> <th>事業者単位</th> <th>GHG排出量 (t-CO₂)</th> <th>エネルギー消費 (TJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2011年12月31日</td> <td>125,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2012年1月1日～</td> <td>87,500</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>2014年1月1日～</td> <td>50,000</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①の裾切り値には満たないが、以下の値を超える事業所がある場合、当該事業所を所有する事業者</p> <table border="1" data-bbox="475 786 1572 1021"> <thead> <tr> <th>事業所単位</th> <th>GHG排出量 (t-CO₂)</th> <th>エネルギー消費 (TJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2011年12月31日</td> <td>25,000</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2012年1月1日～</td> <td>20,500</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>2014年1月1日～</td> <td>15,000</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	事業者単位	GHG排出量 (t-CO ₂)	エネルギー消費 (TJ)	～2011年12月31日	125,000	500	2012年1月1日～	87,500	350	2014年1月1日～	50,000	200	事業所単位	GHG排出量 (t-CO ₂)	エネルギー消費 (TJ)	～2011年12月31日	25,000	100	2012年1月1日～	20,500	90	2014年1月1日～	15,000	80
事業者単位	GHG排出量 (t-CO ₂)	エネルギー消費 (TJ)																							
～2011年12月31日	125,000	500																							
2012年1月1日～	87,500	350																							
2014年1月1日～	50,000	200																							
事業所単位	GHG排出量 (t-CO ₂)	エネルギー消費 (TJ)																							
～2011年12月31日	25,000	100																							
2012年1月1日～	20,500	90																							
2014年1月1日～	15,000	80																							
目標設定	基準年排出量(対象事業者に指定された年の直前3年間の平均排出量)及び予想成長率をベースに、削減率もしくはベンチマーク方式により決定																								
罰則規定	目標を達成できなかった事業者には、最大1千万ウォン(約90万円)以下の罰則あり。																								

韓国ヒアリング調査結果の概要①

<排出量取引制度導入の背景>

- 国際的な背景には、韓国を含む途上国も将来的には削減目標を持つべき、という交渉が行われていたことが挙げられる。
- 国内の背景には、イ・ミョンバク前大統領自らが、2009年に野心的な2020年削減目標を掲げ、国家戦略としてグリーン成長が目指されていたことがある。
- 削減目標を達成するための政策として、炭素税と排出量取引制度とが検討され、最終的には排出量取引制度がより費用対効果が高いと判断され、選択された。

韓国ヒアリング調査結果の概要②

<排出量取引制度導入による経済影響(1)>

- 韓国環境研究所は、一般均衡モデル(CGE)を用いて、排出量取引制度導入による経済への影響を分析。
- 比較シナリオは、TMSが実施された状況(企業への排出上限(キャップ)は設定するが、取引は行われない状況)とした。
- 分析の結果、排出量取引制度導入ケースの方が、費用対効果が高い削減が可能ということになった。

韓国ヒアリング調査結果の概要③

<排出量取引制度導入による経済影響(2)>

- 韓国環境研究所は、2020年の削減目標が、GDPに与える影響についても研究。
- GDP成長率(BAUで年4%)に対する影響は、炭素税導入ケースで▲0.49%、TMS導入ケースで▲2%となった(排出量取引制度導入ケースについては試算せず)。

韓国ヒアリング調査結果の概要④

<産業界との調整等(1)>

- 排出量取引制度導入には、企業からの反発があった。数多くの協議を通じ、長期的には排出量取引制度が企業にとってプラスになることをアピールした。
 - 排出量取引制度の導入により企業の技術開発が誘引される
 - オークション収益などを国や企業のために活用することができる
 - 欧州等での成功事例がある
- 同時に産業界からの声も柔軟に取り入れ、制度ルールを変更させつつ、制度設計を行っていった。
 - 排出枠の無償割当
 - 制度対象者以外の第三者の取引への参加の禁止

韓国ヒアリング調査結果の概要⑤

<産業界との調整等(2)>

- TMSを運用していたことも、排出量取引制度の素地となった。
 - TMSの運用により、排出量の算定・報告・検証(MRV)システムの整備と、正確のデータの蓄積が行われた。

韓国ヒアリング調査結果の概要⑥

<排出量取引制度の検討状況(1)>

- 2015年からの開始に向けた、詳細な制度を設計中。
- 排出上限(キャップ)は、総量方式で設定。
 - 発電部門においては、原単位での規制も検討中。
 - 電力起源CO2排出量は、直接規制か間接規制かを検討中。
- 割当方法は、ベンチマークを含めて、検討している。

韓国ヒアリング調査結果の概要⑦

<排出量取引制度の検討状況(2)>

- 環境省に他省庁からの出向者を含めた排出量取引制度タスクフォースを設置。以下の技術的な制度設計を一手に担う。
 - 割当計画の作成
 - ベンチマークの検討
 - 排出量の算定・報告・検証(MRV)ルール作り
 - 基準年排出量の算定ルール作り
- 2013年3月～2014年6月に、排出量取引制度モデル事業を改めて実施する予定。排出量取引制度が法制化されたため、多くの企業の参加を見込む。